



秘密指定解除

原爆被爆者援護法問題

公文書監理室

(特別給付金の外国人への支給について)

26

平成6年11月2日

北東アジア課

原爆被爆者援護法問題については、与党・戦後50年問題プロジェクト・チームにおいて検討が進められており、主要な争点としては①「国家補償」の文言を入れるか否か、②特別給付金の支給対象、の2点に絞られている。

ここで、②について、仮に、韓国人を中心とする外国人が、新法において国籍条項等の規定により支給対象から除外されることになる場合、既存のいわゆる原爆二法に国籍条項はなく、外国人も支援対象となっていたことから（ただし現行法においても日本在住者のみが対象）、国籍差別として大きな問題となり得る。

そこで、原爆被爆者援護法問題の検討過程において、上記問題点が念頭に置かれるよう以下の働きかけを実施した（厚生省保健医療局企画課との関係では、担当官レベルでは照会ないし問題提起を先月より行っていたが、厚生省よりは、与党内で検討が進められている問題であるとして、方向性・問題点等の説明はしませんでした。以下の働きかけはいずれも本日）。

中村ア北長 → 厚生省保健医療局企画課唐沢課長補佐（川邊課長不在）

中村ア北長 → 橋山篤与党・戦後50年問題プロジェクト委員（社会党）

（趣旨は了解。プロジェクトの詰めの際留意したい。）

川島局長 → 上原康助与党・戦後50年問題プロジェクト座長（社会党）

（問題の所在は理解している。）

川島局長 → 厚生省保健医療局谷局長

（＊国籍条項を設けることは考えていない。ただ、既存の二法に居住要件があり、生存する我が国在住の原爆被爆者を対象とする支援であることは新法においても維持されるべきであるから、特別給付金についても、被爆者たる親が死亡した被爆者（子）で我が国在住の者に限り支給対象となるという方向で検討している。）←これに対し、川島局長より、既存の在韓被爆者支援は医療支援であって、特別給付金の支給を含めることは困難であり、結局特別給付金が在韓被爆者に支給されない点で問題となり得る旨指摘。

川島局長 → 上原康助与党・戦後50年問題プロジェクト座長（社会党）

＊居住要件の存在を指摘

（了）